

平成26年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

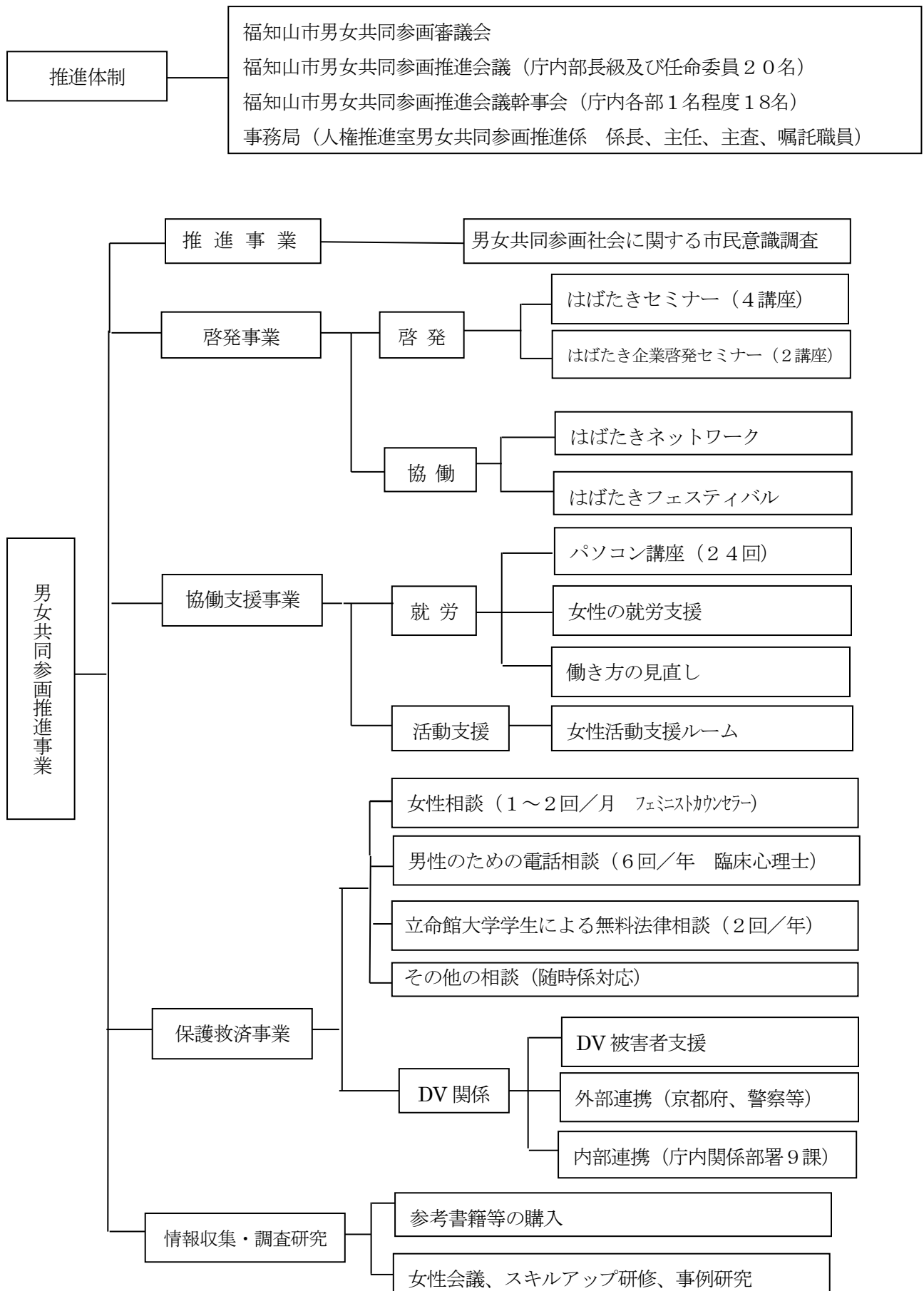
目 次

平成26年度 事業体系図	1
平成26年度 事業概要	4
平成26年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	25
資料	
審議会等への女性の参画状況調査表	38
重要項目の数値目標に対する実績	41
福知山市男女共同参画推進条例	42
情報誌・啓発資料	44

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかに

男女共同参画推進事業体系図(平成26年度)



平成２６年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全４回）		
1	日 時	平成２６年６月２３日（水）午後７時～９時
	場 所	市民交流プラザふくちやま ３－１会議室 ９人
	内 容	① 平成２５年度事業報告について ② 平成２６年度事業計画について
2	日 時	平成２６年１１月２８日（金）午後７時～９時
	場 所	市民交流プラザふくちやま ３－１会議室 ８人
	内 容	① 男女共同参画社会に関する市民意識調査の集計結果と分析について ② 男女共同参画センター設立に向けての市民意見交流会について
3	日 時	平成２６年１２月９日（火）午前１０時～正午
	場 所	市民交流プラザふくちやま ３－１会議室 ８人
	内 容	① 委嘱状交付 ② 正副会長選出 ③ 福知山市の男女共同参画施策について ④ 講演 「男女共同参画センターについて」（講師：森屋裕子さん）
4	日 時	平成２７年２月１８日（水）午後７時～９時
	場 所	市民交流プラザふくちやま ４－２会議室 １０人
	内 容	①男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要版の作成について ②男女共同参画センター設立について

平成２６年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全３回）		
1	日 時	平成２６年５月２９日（木）午前１０時～１１時１０分
	場 所	市役所３０１号室 １６人
	内 容	① 平成２５年度事業報告について ② 平成２６年度事業計画について ③ 男女共同参画推進会議幹事会任命について
2	日 時	平成２７年１月１６日（金）午前１０時～１１時３０分
	場 所	市役所３０１号室 １７人
	内 容	①男女共同参画に関する市民意識調査結果と分析について ②男女共同参画センターの設置について
3	日 時	平成２７年３月２日（月）午前９時３０分～１０時３０分
	場 所	市役所３０１号室 １５人
	内 容	①男女共同参画推進会議幹事会 平成２６年度提言及び活動報告

平成26年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全9回）		
1	日 時	平成26年6月5日（木）午前9時30分～11時
	場 所	総合福祉会館34、35会議室 18人
	内 容	① 平成26年度男女共同参画推進係の取組について ② 平成26年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日 時	平成26年7月16日（水）午前9時30分～11時
	場 所	市民交流プラザふくちやま 3-2、3-3会議室 17人
	内 容	① 昨年度の幹事会の取り組みとメンタルヘルスについて（職員課：高山明子さん） ② はばたきプラン2011の推進について
3	日 時	平成26年8月6日（水）午前9時30分～11時
	場 所	総合福祉会館34、35会議室 17人
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
4	日 時	平成26年9月30日（火）午前9時30分～11時
	場 所	市民交流プラザふくちやま 4-1会議室 15人
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
5	日 時	平成26年10月30日（木）午前9時30分～10時40分
	場 所	総合福祉会館34、35会議室 12人
	内 容	男女共同参画に関する市民意識調査について
6	日 時	平成26年11月18日（火）午前9時30分～10時45分
	場 所	総合福祉会館 32会議室 12人
	内 容	男女共同参画に関する市民意識調査について
7	日 時	平成26年12月24日（水）午前9時30分～10時50分
	場 所	総合福祉会館 32会議室 12人
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
8	日 時	平成27年1月15日（木）午前9時30分～11時
	場 所	総合福祉会館34、35会議室 13人
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
9	日 時	平成27年2月19日（木）午前9時30分～11時
	場 所	総合福祉会館34、35会議室 15人
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
主な活動		・子育てハンドブック早見表作成 ・支援制度を理解することで、職場全体が制度を利用しやすくなる取り組みを提案 ・業務のバックアップ機能を強化する取り組みを提案 ・年次有給休暇を取得し、メリハリのある生活、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取り組み（四季休暇）を提案

平成26年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全4講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、地域公民館等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	平成26年6月25日(水) 午後7時30分～9時
	会場	六人部地域公民館
	テーマ	あたりまえを疑う ～コマーシャルを見ながら考えてみませんか～
	講師	おがわ まちこ 小川 真知子さん(NPO法人SEAN理事長)
	参加者数	81人
	備考	共に幸せを生きるまちづくり人権講座との共催
第2講座	開催日	平成26年9月18日(木) 午後7時～8時30分
	会場	市民交流プラザふくちやま 会議室3-2, 3-3
	テーマ	女へんの漢字から紐解く ～男女共同参画社会～
	講師	もりた みちよ 森田 充代さん(バニラシティ株式会社 会長)
	参加者数	45人
	備考	共に幸せを生きるまちづくり人権講座との共催
第3講座	開催日	平成26年11月17日(月) 午後1時30分～3時
	会場	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース
	テーマ	傷つけ合う家族～DVと児童虐待はなぜ減らないのか～
	講師	ふじき みなこ 藤木 美奈子さん(NPO法人WANA関西代表)
	参加者数	138人
	備考	福知山市要保護児童対策地域協議会と連携
第4講座	開催日	平成27年2月6日(金) 午後7時～8時30分
	会場	市民交流プラザふくちやま 会議室3-2, 3-3
	テーマ	手抜き家事のススメ ～今日からはじめるワーク・ライフ・バランス～
	講師	やまだ りょう 山田 亮さん
	参加者数	89人
	備考	
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関と連携し、テーマに合った対象者に学習機会を提供できた。「メディア」「固定的な性別役割分担意識の解消」「DVと児童虐待」「ワーク・ライフ・バランス」など、関連事業への意識付けに効果があった。今後も幅広い世代へ継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（全2講座）	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第1講座	開催日	平成26年9月10日（水）午後1時30分～3時
	会場	市民交流プラザふくちやま 会議室4-1
	テーマ	セクシュアルハラスメントを理解するために
	講師	すとう ゆみ こ 周藤 由美子さん（ウィメンズカウンセリング京都 フェミニストカウンセラー）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	32人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
第2講座	開催日	平成27年2月10日（火）午後1時30分～3時
	会場	市民交流プラザふくちやま 会議室3-2, 3-3
	テーマ	職場におけるLGBT（性的少数者） ～多様な人材がいきいきと活躍できる環境とは～
	講師	こばやし わ か 小林 和香さん（NPO法人虹色ダイバーシティ 大阪オフィス常勤スタッフ）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	81人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

事業名	デートDV防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	平成26年6月26日（木）午後1時05分～3時55分
	会場	福知山高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITHYOU
	対象者	福知山高校3年生
	参加者数	230人
	備考	
第2講座	開催日	平成27年2月6日（金）午前9時40分～12時30分
	会場	大江高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITHYOU

	対象者	大江高校１年生
	参加者数	１１６人
	備 考	
第３講座	開催日	平成２７年３月２日（月）午後２時～３時３０分
	会 場	成美高校
	テーマ	デートＤＶ
	講 師	人権学習サークルWITHYOU及び市職員
	対象者	成美高校教職員
	参加者数	４９人
	備 考	
第４講座	開催日	平成２７年３月１０日（火）午前１１時２０分～１２時１０分
	会 場	三和中学校
	テーマ	デートＤＶ
	講 師	人権学習サークルWITHYOU
	対象者	三和中学校３年生
	参加者数	１８人
	備 考	
成 果 課 題	市内中学校、高校と連携し、デートＤＶ防止に向けた学習機会を提供できた。今後も中学生、高校生及び教職員へ継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第１７回はばたきフェスティバル	
事業概要	「第１７回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
実施内容	開催日	平成２７年２月１日（日）
	会 場	市民交流プラザふくちやま
	テーマ	「自分らしく生きるために ～男女に気づき、考え、行動しよう～」
	内 容	講演会・各種イベント
	全体会	時間：午後１時～午後３時３０分 場所：市民交流スペース 対象者：市民 参加者数：１５０人 ○オープニング 腹話術（片岡美智子さん） ○基調講演「豊かな人生を築くコツ～男性から見た男女共同参画～」 講師：中村 彰 さん

イベント	「男性のための料理教室」 時間：午前１０時～正午 場所：クッキングルーム 参加者数：１８人
	「紙芝居～ばばの育児日記」 時間：①午前１０時～１０時３０分 ②午前１１時～１１時３０分 参加者数：①３５人 ②３５人
	「アメリカンダンス」 時間：１０時４０分～１０時５０分 参加者数：２０人
	「手作りコーナー」 日時：午前１０時～正午 場所：視聴覚室 参加者数：６５人
	「バザー」 日時：午前１０時～午後４時 場所：視聴覚室 参加者数：７４人
	「カフェ」 日時：午前１０時～午後４時 場所：ギャラリー 利用者：１４０人
	場所：ギャラリー 内容：はばたき実行委員会参加団体等の活動紹介、作品展示、DV防止啓発
展 示	「事前展示」 日程：１月２０日（火）～１月２９日（木） 場所：福知山市立図書館中央館 三和会館 大江新町コミュニティ会館 夜久野地域公民館ロビー 内容：はばたきフェスティバルの紹介、はばたきネットワーク活動紹介、「パープルリボンの木」設置
	実行委員会 実行委員：１３団体（１４人）
成 果 課 題	実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント事業・展示を行った。実行委員は部会に分かれ責任をもって企画や呼びかけを行い、実行委員による主体的な取組ができた。新規団体の実行委員会への加入もあり、例年にはないイベントを実施することで幅広い年齢層の参加につながった。また、交通の便がよく、ワンフロアですべてのイベントを実施したことにより、来場者が会場に入りやすい雰囲気でもあったため、参加者が多く盛況であった。セミナーや相談からも市民のニーズを把握して事業の充実を図る。

事業名		はばたきネットワーク会議
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成団体数:H27. 3. 31現在 11団体)	
第1回 会 議	日時	平成26年5月14日(水) 午前9時30分～11時
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成25年度事業報告について ・役員改選 ・平成26年度事業計画について
第2回 会 議	日時	平成26年8月27日(水) 午前9時30分～11時
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・はばたきフェスティバルについて ・はばたきネットワーク参加者募集について
第1回 学習会	日時	平成26年6月27日(金) 午後2時～4時
	場所	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース
	内容	男女共同参画センターの設置について ＜講演＞尼崎市の男女共同参画センターについて～男女共同参画センターのあり方～ 講師:森屋裕子さん(尼崎市女性センター・トレピエ所長) 参加者数:43人
第2回 学習会	日時	平成26年10月14日(火) 午後1時30分～午後3時30分
	場所	市民交流プラザふくちやま 3-2, 3-3 会議室
	内容	・男女共同参画センターの設置に係る意見交流会 ・パープルリボン作成 参加者数:28人
DV防止 パネル展	期間	平成26年11月12日(水)～11月26日(水)
	場所	福知山市立図書館中央館
	内容	第2回学習会で作成したパープルリボンとDV防止のためのメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期間	平成26年11月14日(金) ①午前11時～11時30分②午後4時～4時30分
	場所	① イオン福知山店 ② JR西日本福知山駅
	内容	DV防止啓発のため、パープルリボンやDV防止啓発資料を配布した。
成 果 課 題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。特に男女共同参画センター設立にあたって意見交流会により、男女共同参画センターのあり方について学習を深めた。また、学習会で作成したパープルリボンを市事業での配布し、DV防止の啓発ができた。ネットワーク構成団体自体の活動が弱体化化しているということもあるので、人材育成をするとともに今後のネットワークのあり方を模索していく必要がある。	

事業名	おしゃべりカフェ	
事業目的	働く女性同士がつながり、楽しんで働き続けることを共有できる場を提供することで、働くことを通して、自立する女性のエンパワメントを図り、女性の就業継続を支援することを目的とする。	
第1回	開催日	平成26年12月13日（土）午後1時30分～3時45分
	会場	市民交流プラザふくちやま 視聴覚室
	内 容	＜講演＞両立を楽しむために～仕事も家庭もあきらめたくない女性のみなさんへ～ 講師：高野美奈子さん（株式会社ナチュラルリンク代表取締役） ＜交流会＞カードでハッピートーク
	参加者数	女性 11人
成果課題	若い年代の参加が多く、就業継続にむけて意識の醸成につながった。参加者同士のつながりもでき参加者のエンパワメントにもなった。保育ルームの利用者が多く、今回はキャンセルがあったこともあり対応できたが、安心して参加してもらえるよう環境をしっかりと整える必要がある。	

2 支援事業

【就労】

事業名	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	
事業目的	女性の積極的な社会参画への機会を確保するため、就業を希望する女性を対象に、就業条件として不可欠となったパソコン講習を行い、就業機会の拡大と条件の向上を図る。	
実施内容	開催日	平成26年5月20日（火）～8月8日（金）まで（全24回）
	会場	NTT福知山本館 セミナーコーナー
	内 容	パソコン（エクセル）の基本操作の習得と資格取得（厚生労働省コンピュータサービス技能評価試験3級）をめざす。
	受講者	9人（修了者6人）

【活動支援】

（内容）女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数	月	利用回数	利用人数
4月	3回	32人	10月	2回	14人
5月	2回	27人	11月	3回	19人
6月	5回	36人	12月	5回	39人
7月	4回	27人	1月	6回	42人
8月	3回	22人	2月	3回	24人
9月	3回	21人	3月	3回	21人
合 計			42回	324人	

3 相談事業

事業名	女性相談	
事業内容	相談日	月1～2回、原則木曜日 午後1時～4時（定員3人）
	カウンセラー	女性問題専門カウンセラー
	相談件数	相談内容の内訳のとおり（相談日以外の相談は係で対応）
成果課題	・相談予約が定員となり、キャンセル待ちがあるような状況であり、継続しての相談より新規で来られる人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。 ・原則、面談相談であるが、外出が困難な方については電話相談で対応する。（電話代は相談者さんの負担） ・女性相談の件数が増加しているため、関係機関等と一層の連携を図る。	

〈女性相談内容の内訳〉

(件数=回数)

相談の主訴による内容分類	係 対 応		女性相談対応		平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度
	人数	のべ件数		人数	のべ 件数	件数合計	件数合計	件数合計
		面談	電話					
DV 被害について	36 人	87 件		3 人	3 件	90 件	187 件	296 件
		41 件	46 件					
離婚について	4 人	5 件		8 人	9 件	14 件	22 件	9 件
		3 件	2 件					
セクシュアル・ハラスメントについて	0	0		1 人	1 件	1 件	0 件	4 件
		0	0					
ストーカー行為について	4 人	5 件		0 人	0 件	5 件	9 件	5 件
		5 件	0 件					
夫婦関係について	3 人	4 件		4 人	4 件	8 件	15 件	20 件
		3 件	1 件					
家庭のことに ついて	6 人	22 件		10 人	10 件	32 件	49 件	47 件
		5 件	17 件					
その他	21 人	42 件		6 人	10 件	52 件	55 件	55 件
		19 件	23 件					
計	74 人	165 件		32 人	37 件	202 件	337 件	436 件
		76 件	89 件					

事業名	立命館大学学生無料法律相談（全2回）	
事業目的	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
事業内容	日 時	① 平成26年8月23日（土）午前10時～午後4時30分 ② 平成26年10月18日（土）午前10時～午後4時30分
	場 所	市民交流プラザふくちやま
	相談対応	立命館大学学生法律相談部 学生ほか
	相談件数	① 13件 ② 9件
成果課題	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。比較的午前中の来場者が多いため、相談時間無制限が魅力的であると考えられる。広報前から実施日時を尋ねられる問い合わせがあり、事業が定着していることを感じる。	

事業名	男性のための電話相談（全6回）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられているものが社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	相談日	平成26年10月16日～11月20日までの毎週木曜日 午後5時30分～8時30分
	相談対応	臨床心理士（男性）
	相談件数	8件
成果課題	一昨年度より、相談日程を短期間で6週連続の実施としている。市公式SNS LINEへの記事掲載、ホームページや男性トイレへのビラ掲示などの広報が効果的であった。夫婦関係、仕事等様々なジェンダーによりもたらされた内容が多く、男性もジェンダーにより抑圧を受けている存在であること、語ることで楽になったという相談者もあり、男性相談のニーズを感じる。	

4 DV被害者等支援

平成24年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちを確認し、庁内DV担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援センター、警察、等）への情報提供や一時保護、DV被害者の自立に向けての同行支援などを含めた総合的な支援を実施すると共に、女性問題カウンセラーによる女性相談や法律相談を紹介した。また、京都府男女共同参画センター相談員とのヒヤリング・事例検討や、セミナー等への積極的な参加により相談を受ける職員の質の向上に努めた。

庁内DV担当課会議や、「福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議」（福知山警察署と京都府機関との会議）を定期的で開催したり、北部市町DV担当者会議へ参加したりすることで、関係部署との連携を密にし、適切な支援に繋げる。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テ ー マ)	備 考
広報ふくちやま 4 月 1 日号	・ パソコン講習会 (5/20～8/8)	お知らせ
広報ふくちやま 6 月 1 日号 市公式 SNS LINE 6 月 6 日	・ はばたきセミナー第 1 講座「あたりまえを疑う ～コマーシャルを見ながら考えてみませんか ～」 (6/25)	お知らせ
広報ふくちやま 6 月 1 日号 市公式 SNS LINE 5 月 22 日	・ ～おしごと女子のおしゃべりカフェ～	お知らせ
広報ふくちやま 6 月 1 日号 市公式 SNS LINE 6 月 9 日	・ 男女共同参画センター設置に係る意見交流会 (6/27)	お知らせ
広報ふくちやま 6 月 15 日号	・ 男女共同参画週間 (6/23～6/29)	お知らせ
広報ふくちやま 7 月 15 日号 市公式 SNS LINE 8 月 6 日	・ 立命館大学学生無料法律相談 (8/23)	お知らせ
広報ふくちやま 9 月 1 日号 市公式 SNS LINE 9 月 8 日	・ はばたきセミナー第 2 講座「女への漢字か ら紐解く～男女共同参画～」 (9/18)	お知らせ
市公式 SNS LINE 9 月 2 日	・ はばたき企業啓発セミナー (9/10)	お知らせ
広報ふくちやま 9 月 15 日号 市公式 SNS LINE 10 月 8 日	・ 男性のための電話相談 (10/16～11/20 までの 木曜日、6 回)	お知らせ
人権特集号	・ DV を知ってください	情報提供・啓発
広報ふくちやま 10 月 1 日号 市公式 SNS LINE 10 月 3 日	・ 立命館大学学生無料法律相談 (10/19)	お知らせ
広報ふくちやま 10 月 1 日号	・ 第 17 回はばたきフェスティバル実行委員募集 ・ 「はばたきネットワーク」メンバー募集	お知らせと参加募集 お知らせとメンバー募集
広報ふくちやま 10 月 15 日号 市公式 SNS LINE 11 月 12 日	・ はばたきセミナー第 3 講座「傷つけ合う家族 ～DV と児童虐待はなぜ減らないのか～」 (11/17)	お知らせ
広報ふくちやま 10 月 15 日号	・ 福知山市男女共同参画審議会委員公募	募集
広報ふくちやま 11 月 15 日号 市公式 SNS LINE 11 月 13 日	・ おしごと女子のおしゃべりカフェ「両立を楽し むために～仕事も家庭もあきらめたくない女性 のみなさんへ～」 (12/13)	お知らせ
広報ふくちやま 12 月 15 日号 市公式 SNS LINE 1 月 15 日	第 17 回はばたきフェスティバル (2/1)	開催のお知らせ
広報ふくちやま 1 月合併号 市公式 SNS LINE 1 月 20 日	・ はばたきセミナー第 4 講座「手抜き家事のス スメ～今日からはじめるワーク・ライフ・バラン ス～」 (2/6)	お知らせ
市公式 SNS LINE 2 月 3 日	・ はばたき企業啓発セミナー (2/10)	お知らせ

【啓発資料】

時 期	資 料 名	規 格	部数	備考
平成２６年１０月	DV防止啓発用 カード	名刺大・２色刷	6,000 部	市関係機関、医師会、民間事 業所等に配布
平成２６年１０月	デートDV啓発 用パンフレット	A４三折・２色刷	3,000 部	市内高校 １ 年生に配布、 WITH YOU による「デート DV防止プログラム、ワーク ショップ」で配布（福知山高 校・大江高校・三和中学校の 生徒対象、成美大学の教職員 対象）

「はばたきプラン2011」実施計画

平成23～27年度

番号	課 題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	・職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。あわせて、DVグループワークを実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			DV防止啓発事業	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			相談窓口の周知	・市民の利用が多い施設の女性用トイレにDV相談支援カードを設置	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館	23. 24. 25. 26. 27
			こんにちは赤ちゃん事業	・乳児家庭の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供などを行い、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもがすこやかに成長できる環境整備を図る。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
		2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	・ハラスメント苦情処理委員会によりセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に取り組む。	職員課	23. 24. 25. 26. 27
		3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	・防犯や暴力からの安全を確保するために、女子児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対して防犯ブザーの配布を行う。学校への登下校に、地域の見守り隊と連携をおこない、未然に犯罪・暴力を防ぐ。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		4 被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	・市民課は市役所の窓口であり、多くの市民が訪れることから、窓口に「市女性相談のお知らせ」や「DV相談支援カード」をおき、相談窓口の啓発に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
			DV被害者住民基本台帳事務支援措置	・DV被害者から、転入・転出・転居等住民登録の手続きに際し被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内との連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
			市営住宅入居募集	・DV避難に係る公営住宅の目的外使用、母子家庭に対する優先入居枠の確保。	建築課	23. 24. 25. 26. 27

女性に対する暴力の根絶と人権の尊重			母子生活支援事業	・DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			要保護児童対策事業	・児童虐待を防止及び不登校やひきこもりの児童への支援のため要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、相談や通告に対応し、保護者支援を行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診・健康相談・被害者（母親）の心身の健康管理 ・被害者の就園支援 ・被害者の就学支援 ・被害者の発見と相談	保険課 社会福祉課 健康推進室 子育て支援課 学校教育課 医事課	23. 24. 25. 26. 27	
	5	相談体制の充実と 庁外関係機関との 連携強化	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	市長公室	23. 24. 25. 26. 27	
			家庭児童相談事業	・子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			障害者相談員相談事業	・日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害者のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図ることを目的とする。	社会福祉課	23. 24. 25. 26. 27	
			京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
	2		6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識解消の取組	はばたきセミナー	・固定的な性別役割分担意識をなくしていく啓発の継続した取組。	人権推進室
7			メディアにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行	・市の広報紙として毎月2回、1日号と15日号を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	市長公室	23. 24. 25. 26. 27

		ホームページ運営事業	・最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	市長公室	23. 24. 25. 26. 27
		市刊行物における表現の配慮	・男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検	全部署	23. 24. 25. 26. 27
8	市民への啓発の推進	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	・一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		はばたきセミナー	・年4回の講座を開催。講座内容は、複合差別、男女共同参画に関する内容など。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は、DV防止法、女性相談、講演会のお知らせ、意識調査結果、はばたきプランなど。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		新成人啓発	・成人式参加者に男女共同参画推進の啓発チラシ配付	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		高齢者教室	・人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室でも全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		地区公民館巡回講座	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27

意識改革のための教育・学習と啓発の推進

9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識解消のための教育の推進	幼稚園教育	・園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行なう。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		学校における人権教育	・人権学習の中で、男女共同参画社会の実現に向けての考え方や行動について学習する。資料「幸せを生きる」「わたし・あなた・みんなの人権」など ・児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、ともに幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27
		幼稚園職員研修	・男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		教職員研修	・学校教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。 男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		消防団等研修	・男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27

	意識改革のための教育・学習と啓発の推進			保育園職員研修	・ 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27		
				差別を許さない人材育成基本計画	・ 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27		
				男女共同参画人材育成事業	・ 教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27		
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	・ 市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	27		
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	・ 市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	27		
				若年層へのデートDVの実態調査の実施	・ 市内の高校生を対象に実態の調査を実施する。	人権推進室	25		
				職員意識調査の実施	・ 職員の人権意識調査項目に男女共同参画の視点を加える。	人権推進室	27		
				働き方の見直しに関するアンケート実施	・ はばたきプラン2011の重要項目の数値目標達成に向けた「働き方の見直しに関する全職員対象アンケート」の実施。	人権推進室	24		
		3	生涯を通じた女性の健康支援	12	リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する正しい理解の周知・啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費で14回実施 ②妊娠中の歯科検診を公費で1回実施 ③助産師等により妊産婦の健康の保持や新生児の発育・発達の確認、保護者への育児上のアドバイスのための訪問指導を実施 ④中学1年生の女子対象に公費負担による子宮頸がん予防ワクチン接種の実施 ⑤20歳以上の女性を対象に子宮がん検診の実施	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

	生涯を通じた女性の健康支援				⑥30歳代の女性を対象に視触診と超音波検査併用による乳がん検診の実施 ⑦40歳以上の女性を対象に視触診とマンモグラフィ検査併用による乳がん検診の実施 ⑧更年期世代を対象に更年期を上手に乗り切るための生活習慣改善教室を夜間に実施		
				生きがい対策事業	・健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				健康相談	・人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
4	家庭における男女共同参画の推進	14	家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター	・育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設立することにより、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきセミナー	・家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		15	女性の社会参加のための子育て支援	保育園	・子育て支援策として、公立12園、民間17園開設。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				放課後児童クラブ	・子育て支援策として、放課後や長期休業中に小学校や児童館で開設。定員超過の小学校を対象に俺我幼稚園で夏季休暇中に開設。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				地域子育て支援センター	・地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、川合保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）にセンターを設置し子育て相談、園庭開放事業を実施。また、あおい通りに地域子育て支援ひろばを設置し、子育て相談、子育て世帯交流事業の実施。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				おひさま広場	・子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				妊産婦にやさしい環境づくり	①「マタニティマーク」チェーンホルダーと自動車用ステッカーを母子健康手帳交付時に妊婦全員に配布。	健康推進室	

5	家庭における男女共同参画の推進	16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援		②「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち福知山」のポスターを市内関係機関等に配布し、啓発。 ③全戸配布する健康づくりかわら版にマークを掲示 ④妊婦対象に配布している「マタニティお役立ち情報」にマークの意味と活用について掲載。 ⑤健康推進室及び子育て支援課の公用車に啓発用マグネットを		23. 24. 25. 26. 27
				パパ・ママ学級	・ 3 回シリーズでパパ・ママ学級を実施。妊娠中の過ごし方、出産に向けて、産後について。男性の子育て参加を促進。	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27
				老人クラブ	・ 生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講 （府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。	高齢者福祉課	23. 24. 25. 26. 27
				高齢者教育	・ 高齢者学級や高齢者を対象とした公民館の講座等において、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。意識改革のための講演会等を開催し、高齢者の参加を促す。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
				シルバー人材センター 関連事業	・ シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	23. 24. 25. 26. 27
5	働く場・地域における男女共同参画の推進	17	雇用における男女	超過勤務の縮減	・ 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・ 管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27
				次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の 推進	・ 次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。家庭・男女の役割についての意識啓発。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27

働く場・地域における男女共同参画の推進			男女雇用機会均等法等の啓発事業	・福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について、商工会議所・商工会会員企業に各種啓発活動を実施する。	商工振興課 人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	・社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	・労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライフバランスの推進）に努める。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
			事業所調査の実施	市内事業所の男女共同参画についての取組についてのアンケートの実施し、企業の実態を把握する。	人権推進室	24
	18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	・農村女性のネットワーク化による社会参画の促進、「農村女性のつどい」での男女共同参画についての啓発、広報を実施するとともに男女共同参画についての認識を深めるため継続して実施。	農業振興課	23. 24. 25. 26. 27
	19	女性の就労・再就労のための支援	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	・15名定員外部講師による講習会。25回シリーズ。厚生労働省コンピュータサービス資格3級合格をめざす。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			就職相談	・人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			就労支援相談事業	・府のチャレンジ支援事業でキャリアコンサルタントによる就業に向けたセミナー。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
	20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	・女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスを推進の啓発を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
	6	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	・行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用	審議会等を運営している課	23. 24. 25. 26. 27
			各種計画、方針決定等への市民意見の反映	・パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立	関係する部署	23. 24. 25. 26. 27

政策・方針決定の場合への女性の参画の促進	22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	23. 24. 25. 26. 27	
			市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率28%）	職員課全部署	23. 24. 25. 26. 27	
			女性の職域拡大、職務分担の見直し	・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがいないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	23. 24. 25. 26. 27	
			教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課全学校	23. 24. 25. 26. 27	
	23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	・はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについて啓発を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
	24	地域活動における女性登用の啓発	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27	
丹波生活衣館管理運営事業			・福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	まちづくり推進課	23. 24. 25. 26. 27		
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市連合婦人会：生涯学習講座 中央講座、地域講座、学區別研修講座	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27	
			女性団体ネットワーク	・ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			はばたきフェスティバル	・女性団体による事業。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			女性学級	・女性の現代的課題の学習とその解決に向けた実践をめざし、講座や、健康増進のため体操教室等を開催している。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27	
		26	NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	・平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27
				国民の健康づくり推進事業	・食生活改善推進協議会と栄養士が中心になり、子どもから大人まで各世代に応じた様々な食育事業を展開する。	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

8	の新たな分野、その他	27	防災における男女共同参画の推進	自主防火・防災リーダー養成講座	・地域防災力向上の根底を担う「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防火・防災組織ーその結成を促進し、その組織的・実践的活動を推進していくために、地域でその組織のリーダーとして活躍する人材を養成する講座を開講している。受講者は、自治会長等より推薦を受けたものとしており女性の受講もあるなか、今後は女性の受講をより一層積極的に推し進める。	消防本部 (予防課)	23. 24. 25. 26. 27
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	・男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27

平成26年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評 価 ABC	担当課
5	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	市民相談(市民相談室職員対応)465件中232件、法律相談(弁護士)128件中76件、法律・登記相談(司法書士)102件中52件の女性からの相談があり、悩み事等の不安解消にあたった。	市民相談室職員対応分では、女性の相談者に対しては、なるべく女性職員が対応することで、相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	A	秘書課
7	広報ふくちやま発行事業	市の広報誌として毎月2回、1日号と15日号(1月・5月は月1回合併号)を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	人にいちばん近いまちづくり『被爆ピアノコンサート』や第17回はばたきフェスティバルなどの開催について、また男女共同参画審議会委員やはばたきネットワークメンバー等の募集を広報ふくちやまを通じて市民に周知した。そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書課
7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	人にいちばん近いまちづくり『被爆ピアノコンサート』や第17回はばたきフェスティバルなどの開催について、また男女共同参画審議会委員の募集を市ホームページを通じて市民等に広く周知した。 また本市公式SNS「LINE@」を活用し、各種イベント等の案内を行った。	関係課からのデータ提供や指示により、速やかにホームページのデータを更新、情報発信を行っているが、更新量が年々増えており、即時の対応が難しくなっている。	A	秘書課
24	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する	夏休み期間中に「ゆかた講習会」「藍染講習会」を実施。振興会の女性会員が中心となり、指導にあたった。 また、企画展示作業や寄贈資料の整理を行った。	生活衣振興会会員の高齢化のため、平成27年度で解散予定。 資料整理・展示等についてボランティアを募り、市民協働として取り組んでいく必要がある。	A	まちづくり推進課
1-2	ハラスメント苦情処理委員会	・ハラスメント苦情処理委員会によりセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に取り組む。	平成26年度は苦情相談が無かったため、委員会の開催は無かった。		A	職員課
6-22	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主査級業務改善研修、新任課長級、新任課長補佐級、新任係長級研修の業務研修 ・京都府市町村振興協会主催の派遣研修	今後は各職場にいて参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。	A	職員課
1	DV被害者支援事業	被害者の子どもの予防接種、定期健診についての支援	来所・訪問・電話等による相談、支援を実施したケース4件(延べ19件)	児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもを裸で観察する機会(健診等)があるが、DVについては、抱え込んでしまう傾向が強く表面化しにくいという課題がある。また、被害を受けていてもSOSを出せない人や現状を変えたくない人もあり、介入が難しい。	A	健康推進室
13	女性のライフスタイル支援事業	・妊婦健康診査の公費負担を14回実施。 ・妊婦歯科健康診査事業を実施。 ・育児アドバイスのための助産師、保健師による訪問指導。	・妊婦健診公費負担妊婦一人に対し14回実施。 ・歯科医師会の協力歯科医療機関で妊娠中に公費で歯科健診を1回実施。(受診者数:313人) ・妊産婦の健康保持や新生児の発育・発達確認、保護者へのアドバイスのための助産師、保健師による訪問指導を実施。(妊産婦訪問:実734人延べ846人 新生児乳児訪問:実583人延べ658人)	・平成21年度より妊婦歯科健康診査事業を開始。妊婦健診に比べ、歯科健診の受診率は低く、継続して啓発を実施する。 ・虐待未然防止の目的のため、妊婦訪問(特にリスクの高い妊婦)を積極的に実施している。早期からの育児支援を継続していく。	A	健康推進室

13	女性のライフスタイル支援事業	子宮がん・乳がんマンモグラフィ併用、エコー併用検診の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業（子宮頸がん検診（20歳とH21～H24ケーボン未使用者対象）、乳がん検診（40歳とH21～H24ケーボン未使用者対象）の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。また、平成20年から妊婦健診公費負担の項目に子宮がん検査を追加。なお、子育て中の女性や更年期の生活習慣改善教室等を継続して実施。	・子宮がん検診3,535人、乳がん検診1,960人（うち、マンモ併用検診1,794人、エコー併用検診113人、視触診のみ53人）受診。 ・妊婦健診として761人が子宮頸がん検査を受診。 ・子育て世代の健康講座14回実施延べ153人参加、女性対象の健康講座2回実施延べ11人参加。	・さらに受診する人、継続して受診する人が増え、健康に関心をもつ人が増えるように勤める。	A	健康推進室
15	妊産婦にやさしい環境づくり	「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	・母子健康手帳交付時に、マーク入りチェーンホルダーを配布。また、公用車にマーク啓発マグネットを貼付。母子健康手帳交付839人 ・マークを健康づくりかわら版（全戸配布）や子育て情報誌に掲載して啓発。	・マタニティマークは徐々に認識されてきたが、「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち・福知山」を推進するため、引き続き啓発を行う。	A	健康推進室
15	パパママ学級	・男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間12回の教室を実施（うち、3回は土曜日に開催）	・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠、出産、育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。年々参加者が増え、夫の同伴率も増加している。 ・参加人数：延べ295人（192組のうち夫同伴99組、夫同伴率51.6%）	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。 ・健康増進計画の推進も兼ねて、参加者への卒煙教育を実施する。	A	健康推進室
26	国民の健康づくり推進事業	食生活改善推進員協議会の地区組織活動により、食生活改善を通じて心身ともに健康で生涯にわたって生き生きと生活できる社会を目指し試食を展開する。	・会員数150人 ・活動内容 母子事業30回、成人事業37回、介護予防事業26回、イベント3回等、乳幼児・成人・高齢者対象行政協力事業出務。他自主活動、委託事業にて活動。	・今後も食生活改善推進員の協力を得て、子どもから大人まで広い年代で、課題に応じた食育活動を行なう。	A	健康推進室
1	こんにちは赤ちゃん事業	概ね3カ月の乳児家庭を訪問し、孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける。	訪問対象者数：727人 訪問件数：732人 （うち平成25年度対象者20人） 要支援となった人数 39人		A	子育て支援課
4	母子生活支援施設	DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所	母子生活支援施設入所：0人 DVでの相談：4人 DVでの要対協管理：2人		A	子育て支援課
4	要保護児童対策地域協議会	児童虐待を防止及び特定妊婦やひきこもりの児童への支援のため要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、相談や通告に対応し、保護者支援を行う。	継続ケース：68人 新規ケース：91人 特定妊婦：9人 児童虐待防止啓発研修：2回 街頭啓発：1回 要対協委員事例研究：3回	関係機関との連携の強化と役割分担の明確化及び広域連携	A	子育て支援課
4	DV被害者支援事業	DV起因児童虐待児童の入園支援	入園児童：1人（新規0 継続1）		A	子育て支援課

5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	相談件数: 179件 ・児童虐待関係159件 ・養護相談15件 ・障害相談1件 ・育成相談1件 その他3件		A	子育て支援課
8	児童館市民啓発事業	全児童館で啓発事業を行い、男女共同参画や女性の人権等の啓発事業を行う。	人権啓発事業 ・実施回数: 57回 ・参加者人数: 1694人	全児童館での実施となっていない	B	子育て支援課
9	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が福知山市子育てファミリー・サポート・センターに会員登録し、会員相互の安心した子育て支援環境を提供	会員数 390人 内訳 依頼会員: 243人 協力会員: 115人 両方会員: 32人 年間活動件数: 453件	依頼会員は増加しているが、協力会員が増えないことや、高齢化のため、マッチングが不成立の場合がある。	B	子育て支援課
10	保育園人権研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会を実施	児童虐待を防止のため要保護児童対策地域協議会と市保育協会の共催で保育士等保育園職員に対する研修会を実施。児童虐待の当事者から親支援の在り方を学ぶ内容とした。 出席者280人	全ての保育園の職員が参加できていない。	B	子育て支援課
14	保育園	家庭での保育に欠ける保護者の就労支援 保育時間: 7:30～18:30	入園児童数(平成27年3月1日現在) 公立: 698人 私立: 1940人	保育士の確保が困難で、年度途中の0歳児、1歳児の入園ができない状況がある。	B	子育て支援課
14	地域子育て支援拠点(5箇所)	家庭で育児している保護者を中心に交流や相談の場を提供 あゆみ保育園、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園に子育て支援センターを設置。市街地中心部に地域子育て支援広場を委託事業で開設	地域子育て支援センター 利用者: 計延6245人 相談件数: 4センター計延345件 地域子育て支援ひろば 利用者: 延2397人 相談件数: 97件	市街地中心部の広場は利用者が増加し、施設が狭小となっている。また、駐車場も不足している。	B	子育て支援課
14	おひさま広場	子育て世代が様々な交流行事で出会い、育児ストレスを発散させ、育児スキルの習得や悩みの相談を実施	行事件数: 15回 参加人数: 2394人		A	子育て支援課
4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者で、新たに住居の確保を要する対象者はなかった。家庭内DVの相談については、人権推進室と連携し対応した。		A	社会福祉課
5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害者のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	身体障害者相談員による身体障害者相談を、毎月第1、3日曜日(1月は第1のみ)に総合福祉会館にて行っている。 相談員の数(男性8人: 女性5人)		A	社会福祉課
16	老人クラブ育成	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人会の育成。	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人会の育成を推進した。	組織化されていない地域もある。会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課
16	シルバー人材センター関連事業	シルバー人材センター会員が長年培ってきた知識や経験を活かし、就業を通じて社会参加することで生きがいの創出、健康維持とともに、地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターを支援する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するための補助金交付にあわせ、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、就業機会の提供を目的に適切な業務発注に努めた。	労働人口の減少が進む中、生きがい対策や地域活力向上のためにも、元気な高齢者の方の就業を通じた社会参加は不可欠であり、その支援母体であるシルバー人材センターに対し引き続き必要な支援を行う。	A	生活交通課

1-4	女性相談・DV相談の周知	・市民課は市役所の窓口であり、多くの市民が訪れることから、窓口にて「市女性相談のお知らせ」や「DV相談支援カード」をおき、相談窓口の啓発に努める。	受付カウンター等に女性相談等のお知らせチラシ等を置くことにより、啓発を実施するとともに、DV支援等の相談があれば、人権推進室と連携をして、相談に応じている。	相談したことにより新たな人権侵害が発生しないように、相談者の人権に配慮した対応が必要。相談に応じる職員への研修を実施し対応能力の向上を図る。	A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	・DV被害者から、転入・転出・転居等住民登録の手続きに際し被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内との連携をとり、DV被害者の保護に努める。	支援措置件数 63件(内本市受付件数18件)	他市で発生した事案を考慮し、本市の基幹システム上で、住所を表記しないようにしている。また、システム改修も行った。	A	市民課
1	DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援	・DV被害者で住所を移せない人の支援(国保加入・国保証の送付) 3～5名 ・DV被害者で基幹システムで住所表示されない人の支援。(京都地方税機構から発出される重要書類の送付を請け負う) 数名	システムで表示されないということは、知りえた住所をシステムの送付先に入力してはいけないし、送付する際に調べた住所を書き留めてはならないという申し合わせで運用している。一人一人が意識しての運用であるので、間違いがないように引き継がなければならない。	A	保険課
18	農村女性協議会研修会	農村女性のネットワーク化による社会参画の促進、「農村女性のつどい」での男女共同参画についての啓発、広報を実施するとともに男女共同参画についての認識を深めるため継続して実施。	いちごジャム作りや味噌作りなどの各種イベントにおいて、会員外にも広く参加を呼びかけることで、会の活動を知ってもらい、さらなるネットワーク化の推進を目指した。	農村女性のネットワーク化を推進することを目標に、積極的にさまざまな活動をされている。	A	農業振興課
17	男女雇用機会均等法の啓発事業	・福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について啓発資料を作成し配布	・企業向け啓発冊子を2,000部作成し、商工会議所・商工会を通じない企業1925社に配布。その他、人権ふれあいセンター等の窓口等で配布。	・啓発の効果的な次期や啓発資材を検討しながら引き続き実施	A	商工振興課
4	市営住宅入居募集	・DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・DV被害者については、平成25年度から引き続き、2件の入居があった。母子家庭については、南岡団地を母子家庭専用住宅とし、現在6世帯が入居中である。	・DV被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	A	建築課
10	消防団等研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	福知山市消防団幹部・新入団員研修会(4月13日 参加人員215名)において人権研修を実施。	女性消防団員の入団促進の観点からも、今後の取組み、内容について更なる充実を図る	B	消防本部
26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集し、消防団活動における女性参加を促進するとともに、各分団への女性消防団員の入団についても促進する。	新入団員の募集等を前年度に引き続き継続して実施し、ファイヤーエンジェルスに1名、分団に1名の新規入団があった。(平成26年度末の女性団員数) ファイヤーエンジェルス 18名 雲原分団 2名 河東分団 1名	団員数確保のため、女性消防団員の入団促進を今後更に推進していく必要がある	B	消防本部
27	自主防火・防災リーダー養成講座	地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を養成する講座の開催	平成26年度の受講状況 ・初級講座(7月13日) 受講者100名のうち 女性10名 ・中級講座(7月20日) 受講者44名のうち 女性 0名	自治会長を通じて受講者の人選等を行ってもらっているが、男性優先での人選になっているものと判断される。今後は女性が受講できるよう環境整備をしていく必要がある。	C	消防署予防課

15	両親学級 ダディ&媽咪プラザ	・妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に課題解決できるように参加型集団指導を行うというもの。ハイリスク妊娠とならないためには、核家族が多い中、父親も積極的に協力し自己管理の意識を高める必要がある。そのため両親学級への参加がしやすいように、前期・後期の2回1クールで開催日も水曜日・日曜日に実施し、父親の仕事の都合や母親のみの参加でも出席しやすいよう選択の幅を広げている。隔週水曜日、日曜日予約制	・1年間で夫婦でのべ520組、944人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができていく。・夫の立ち会い出産は増加傾向で7、8割が立ち会いをされている。立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)多人数クラスのため参加型教室、参加者の交流の場となるような方法の検討。 3)市保健センターなど地域への情報公開、指導、連携	B	市民病院
15	子育て支援事業母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときの面談と支援＝市子育て支援課、児童相談所への連携子どもの虐待リスクを早期発見し予防するためのスクリーニングと子育て支援、地域への紹介	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。平成26年度の地域への紹介事例はのべ32組。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなると考える。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院
15	院内助産院	・2年の準備期間を持ち、H20.5に稼働。妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産となるよう、妊娠中の心身の準備、自己管理について細やかに相談に応じ、夫婦で主体的に出産、育児の課題を乗り越えるための支援をする。また、リスクが高い場合は医師コースへ移行したり、緊急時は24時間産科医、小児科医の応援が求められるシステムにより、安全を保障している。	・H20年5月、妊婦検診よりスタートした。H26年度は説明を受けた人が8名。H25年度より継続した人が4名。そのうち骨盤位、貧血等、予定超過等で医師コースになった人が5名。分娩に至った人3名。出産予定の人4名。これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、立ち会い出産や産後のサポートも院内助産院ケースの夫のサポートは主体的でしっかりされている印象を受ける。また途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	・分娩制限は行っていないが、開始時より病院全体の分娩件数が増加しており、対応できる体制や、助産師の確保、専門技術の育成が必要である。	B	市民病院
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行なう	○日々の遊びや生活の中で決めつけがないか、互いの思いや考えを幼児なりに尊重し合っているか意識して保育にあたるようにした。 ○自分の思いを相手に伝えたり、友達の気持ちに気付いたりできるような指導や支援に努め、園児の人権意識を高める。 ○性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日常の生活を通して指導する。 ○女性のためのPTA役員だったが、意識して男性の出番を設けたり次年度役員に男性も参加してもらおう働きかけたりした。	○保育にかかわっては事業概要にある教育内容で十分指導できたが、保護者へのジェンダーに関する啓発が十分実施できなかった。 ○教師の指導力が求められるため、研修を重ねる必要がある。 ○参加しやすい日程で、父親も母親も興味を持って参加できる内容の行事を計画していく。	B	教育総務課
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う	課内人権の主テーマとしては取り上げなかったが、課内人権の研修の中で、あるいは日々の保育の中で話し合った。	おかしかったと感じたことが、気軽に話し合える人的環境・人間関係が大切である。	A	教育総務課

2-10	学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画をはじめさまざまな人権に関する研修を取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の意識向上を図る。	・8月に、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 ・2日間で6時間実施し、延べ123人が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	・園長会等で基本計画の『子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること』、保護者との関わりの中で『就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進』を行うことへの意識を徹底し、園長を通じて各園の職員の意識の徹底も図る。	・基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること」、保護者との関わりの中で「就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進」を行うことへの意識を徹底できるように努めた。	・子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にすることを育てようとする心組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	B	教育総務課
3	子ども安全対策事業	全ての子どもの安全を確保するため学校・地域・関係機関を含めた防災・防犯・交通安全指導の徹底と安全対応の検討を実施した。	通学路における危険箇所194箇所の点検を、道路管理者や警察等で構成する通学路安全推進会議において行い、通学路の安全性について対策を講じたり連携を深めることができた。	引き続き、子どもの安全を確保していくため、継続的な安全指導の徹底と安全対策の検討が必要である。	B	学校教育課
4	DV被害者支援事業	被害者の就学を支援した。	学校、庁内各課と情報を共有し、被害者のプライバシー保護を最優先にした就学環境づくりを、継続して行った。	支援担当課連絡会を基として、今後も引き続き関係機関との連携を図っていく。	B	保険課 社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 医事課
9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の副読本・資料等を活用し、正しい認識を培うことができた。	男女・共同参画に関する正しい認識にとどまらず、実践できるよう、継続した実践につながる学年に応じた学習を行う。	B	学校教育課
10	教職員研修	・年度当初の研修の中で男女共同参画の理念を教職員全体で理解する機会を設け、すべての学校教育の根底に男女平等並びに男女共同参画の意義を位置づける。 ・育児休業や育児短時間勤務など仕事と子育ての両立について関連資料に記載された事項を日常の業務に活用する。	・年間を通じて男女平等や男女共同参画に基づいた教育活動を実施することができた。 ・「次世代育成支援ハンドブック」などの資料に記載された事項を、全教職員が日常の業務において活用することができるよう管理職の会議において指示した。	・学校では、比較的男女平等や男女共同参画の意識が高いが、女性教職員がより一層休暇を取りやすくするよう、出産や育児なども含め更にその実践を進める必要がある。しかしながら代替教職員がすぐに見つからず、休暇時の対応に苦慮しているのが現状である。	B	学校教育課
10	差別を許さない人材育成基本計画に基づく取組の推進	各人材育成事業において、あらゆる差別を許さない子どもの育成のための取組を実施。	人材育成支援事業において、人権学習会を開催。1・2次学習会あわせて70人の参加があった。(天候不順で中止とした日もあった) テーマ 障がい者の人権問題・人権問題の解決に向けて	様々な人権の視点での学習会を開催しているが、より若い世代の本人参加を得るあり方を検討する。	B	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	教職員の安全衛生管理につとめるものとして、衛生推進者を任命した。	市立幼・小中学校において、17名の衛生推進者を任命した。	教職員一人ひとりの健康管理を把握するものとして、今後も継続的な推進者の設置が必要である。	A	学校教育課

22	教職員の女性採用と教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努めた。	管理職66名のうち女性20名 新規採用教職員22名のうち女性14名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	A	学校教育課 全学校
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	年間39回の講座を実施し、のべ3,277人の参加があった。内2会場で男女共同参画をテーマにした講座を実施した。 「あたりまえを疑う～コマーシャルを見ながら考えてみませんか?～」講師：小川真知子さん(SEAN理事長)[参加:81人] 「ありのままの私を生きるために～体と心の性(セクシャルマイノリティ)をめぐって」講師：土肥いつきさん(セクシャルマイノリティ教職員ネットワーク副代表)[参加60人]	各地域に、均等に男女共同参画推進をテーマに入れて講座を開催できるよう、地区公民館との連携を図る	A	生涯学習課
2-8	教育集会所たより	施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などにあわせ、パープルリボン運動を始め、様々な女性の人権にかかわる問題について啓発記事を掲載。	より啓発効果の高い内容、掲載時期について検討していく。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	年間9回の人権講演会を教育集会所で実施、のべ381人の参加があった。テーマは同和問題・高齢者問題、障害者理解など地域課題や要望を踏まえ様々。 男女共同参画等に関するテーマでは、ビデオ「私の差別、あなたの偏見」によりDVや、DVIに至る背景としての固定的な性別役割分担意識等について7地区で229人が学習した。また、「あなたと大切な人とステキな関係を作るために」と題し生涯学習課職員によるDVIについての研修会を1地区で実施。43人が学習を深めた。	参加者の高齢化と合わせて参加者が限定的になっている。	A	生涯学習課
2-8	高齢者教室	教育集会所で実施する高齢者教室でも全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	各教育集会所において、地域のニーズに応じた講座を実施。高齢者の生きがいづくり・居場所づくりにつながる事業が実施できた。	・年々参加者が高齢化していく中、新たな参加者を増やすのが難しい。 ・男女共同参画の推進をテーマに取り上げた学習のみを実施はできていない。	A	生涯学習課
2-8	地区公民館巡回講座	男女共同参画、男女(性差)平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	年間64回の巡回講座を実施し、のべ2,373人の参加があった。ビデオ視聴ほか、人権講演会・演奏会等の内容で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を男女共同参画を含む人権全般についてをテーマに地区公民館主体で実施できた。	地区公民館の主体的な実施をお願いしているので、男女共同参画だけをテーマに講座を開催してもらいたいとお願いすることは難しい。	A	生涯学習課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	協議会会員6団体9個人が、差別を許さない子ども達の育成を目指し、子ども達を対象として6事業を実施。一般参加者を含め、のべ288人の参加を得た。また会員自身の資質向上を図るための大人研修も実施した。 ※H26年度STAR子ども会員52名(小学生:32人、中学生:18人、高校生サポーター:2人)	子ども達を育成する協議会会員自身の資質向上を図るための研修を増やす必要がある。また、固定化している会員を増やすための工夫が必要。	A	生涯学習課

5-17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を実施。 女性問題研修会(9月) 「セクシュアル・ハラスメントについて理解するために」 また、巡回視聴覚研修(101社)でも女性問題についてのビデオ『セクハラ対策の新常識』、『私が私らしくあるために～職場のコミュニケーションと人権』を活用し11社が学習した。	講演会、ビデオ学習等、企業内での女性に関する人権問題、機会の均等等について啓発を進める。	A	生涯学習課
25	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	中央・地域・学区別にそれぞれ生涯学習講座を開催する。	年間4回の講座を開催し、のべ172人の参加があった。また、スポーツ交流大会や料理教室、実践活動交流フォーラムの開催や府の研修等参加も含めて、のべ315人の参加があった。	参加者の高齢化と合わせて参加者のエリアが限定的になっている。	A	生涯学習課
1	相談窓口の周知	・市民の利用が多い施設の女子トイレにDV相談支援カードを設置 ・男女共同参画推進に係る啓発チラシ等をパンフレットスタンドに据置	人権推進室の依頼によりカードを設置 男女共同参画推進に係る啓発チラシ等をパンフレットスタンドに据置	特になし	B	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館
16	高齢者教育	・高齢者学級や高齢者の人材を活用した事業実施。	高齢者学級・高齢者大学での人権講座開設、高齢者人材活用バンク活動による地域交流。	参加者の減少。高齢者人材活用バンクの登録者の高齢化の進行と新規登録者がいないことにより活動に支障が生じており、新たな人材の確保が課題。	A	中央公民館
24	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	地域公民館の館長・主事16名中女性6名	夜間の1名での勤務があり、防犯上等の問題がある。	A	中央公民館
25	女性学級	・女性の現代的課題の学習とその解決に向けた実践を目指し、講座を開催し、健康増進のため体操教室も開催している。	女性学級・講座の開設 参加者の減少のため他の関連団体との共催開催方法など事業展開を模索	参加者の減少。	A	中央公民館
1	DV被害者相談事業	・相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	・年間の女性相談が106人、のべ202件。そのうちDV相談で行政職員(係職員)対応は、39人のべ90件。	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1	DV防止啓発事業	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・広報ふくちやま人権特集号に啓発記事を掲載。 ・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパープルリボン等DV防止啓発にかかる展示、街頭啓発を実施。	・若年層に向けてデートDV防止の取組みをすすめることができた。 ・高校や中学校とも連携をすすめる。	A	人権推進室
19	デートDV防止ワークショップ	・市内中学校及び高校を対象にデートDV防止ワークショップを実施。	・4回実施。413名の参加。	・今後も中学生及び高校生、教職員へ継続した啓発を行っていく。	A	人権推進室
5	女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施。	・37件の相談があった。内容は夫婦関係についてが4件、離婚についてが9件その他DV、家庭問題など。	・予約状況は概ね定員以上となっており、回数の増を検討する。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話での対応も行い、充実させていく。	A	人権推進室

5	男性のための電話相談	・カウンセラー(男性の臨床心理士)による電話相談。年6回実施。	・10月～11月の毎週木曜日に計6回実施。8件の相談があった。 ・夫婦関係や生き方についてなどの内容。	・男性に特化した相談として、短期集中した日程とし、広報も広く効果的に実施できた。 ・男性の相談のニーズも大きくなっており、充実に向けて検討していく。	A	人権推進室
5	立命館大学学生による法律相談	・DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	・年2回実施。 8月13件、10月9件の相談があった。	・法曹専門の学生ということもあり、毎年相談者からは、時間をかけた丁寧な対応に高い好評を得ている。官学協働の取組で今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
5	京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期的な連携会議を実施。	・DV被害者の支援だけでなく、同伴児童の支援も重要である。児童相談所も含め、相談機関との連携を進めていく。	A	人権推進室
6 8 12 14 20	はばたきセミナー	・市民を対象に男女共同参画の意識の高揚を図るための講座を実施。	・年4回の講座を開催。講座内容は、メディア、固定的な性別役割分担意識の解消、DVと児童虐待、ワーク・ライフ・バランスについて開催。353名の参加。	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増を図る。	B	人権推進室
8	男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進等に関する施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	・報告書を作成し公開した。	・継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
8 28	広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	・各戸配布 掲載内容: DV防止、事業所統計調査結果、女性相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスタ開催のお知らせ。	・男女共同参画社会実現を図るため引き続きさまざまな問題について啓発する。	B	人権推進室
8	おしゃべりカフェ	・働く女性同士がつながり、楽しんで働き続けることを共有できる場を提供することで、働くことを通じて自立する女性のエンパワメントを図り、女性の就業継続を支援する。	・ロールモデルとなる講師から話を聞いた後、参加者同志で交流を行った。 ・参加者のエンパワメントが図れた。	・参加者の確保について検討する必要がある。	A	人権推進室
10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携して各地区において、人権尊重を基本とした人材育成の計画を策定した。進行についてヒアリングによる事業点検を行い、進行管理している。 ・ヒアリング結果等を全体で共有し、人材育成の取り組みを進めることができた。	・男女共同参画に焦点化した取組みについて検討するとともに、理解を深める啓発を継続していく。	B	人権推進室
10	男女共同参画人材育成事業	・教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	・専門研修を積極的に受講するなどの育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	・人材育成を継続していく。	B	人権推進室

19	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	・14人定員、外部講師による講習会。24回シリーズ。 ・コンピュータサービス(エクセル)資格3級合格をめざす。	・9人の受講。コンピュータサービス(エクセル)資格3級を7人受験し、6人合格。 ・ビジネスマナー講習を実施し、就職活動につながるよう支援した。	・受講終了後、半年後のアンケートで就職した人は1名。	A	人権推進室
23	はばたき企業啓発事業セミナー	・男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	・福知山市企業人権教育推進協議会と連携し、事業所の人権研修担当者等を対象にセクシャル・ハラスメントのない職場づくり、LGBTについて講演を実施した。参加者は計113人。	・商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報などにより啓発していく必要もある。	B	人権推進室
25	はばたきフェスティバル	・自分らしく生きるために～男女に気づき・考え・行動しよう～をテーマに「はばたきフェスティバル」を開催。	・実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント・展示を行った。 ・全体会「豊かな人生を築くコツ」～男性から見た男女共同参画～講師 中村 彰さん 約150人参加。	・「はばたきフェスティバル」として講演会、イベント事業を開催し男女共同参画推進について考える機会となった。様々な事業を展開するイベント事業では、多様なワークショップを開催したため、男性や若者層の参加につながった。今後の実施方法、参加者の確保、時期等検討する必要がある。	B	人権推進室
25	女性団体ネットワーク	・市内の女性団体やグループ相互の交流及び連携を図り、ともに男女共同参画社会をめざした「はばたきプラン2011」の具現化をめざす。	・2回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、イオン・福知山駅でDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、図書館で展示した。 ・学習会を2回実施。男女共同参画センター設立にあたって、意見交流会により男女共同参画センターのあり方について学習を深めた。	・女性団体ネットワーク独自の事業や市事業との連携について模索する必要がある。	B	人権推進室
25	人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回(支所含む)特設相談(心配ごと相談)を実施。	・年間 122件の相談を受ける。(うち女性からの相談 62件)	・本相談と関係機関との協力体制の確立が必要。	B	人権推進室
5	人権ふれあいセンターだより	・各施設の中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発行しているだよりの中で、男女共同参画推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	・引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	B	人権推進室
8	人権関係施設における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・男女共同参画に特化した講演は出来なかったが、ロビー等で実施しているパネル展においての啓発や、はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	B	人権推進室
8	高齢者教室	・人権ふれあいセンターで実施する高齢者教室でも、全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	・高齢者ディサービス事業や手芸・創作教室等の文化教養講座を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど事業を進めてきた。	・女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	B	人権推進室
13	健康相談	・人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	A	人権推進室

19	人権ふれあいセンター等における就職相談	・就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパーク、りんごの広場を訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。 (ハローワークへの同行訪問も実施)	・今後もジョブパークや府若者就業支援センター等と連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	B	人権推進室
19	企業向け公正採用啓発冊子作成	公正な採用に向けて、男女雇用機会均等について啓発する。	・啓発冊子を作成し、企業に配布。 ・均等法改正について周知する物品を作成し、講演会で配布した。	・雇用連絡会議の公正採用部会によりよい啓発方法について検討する。 ・冊子のカラー化を検討	A	人権推進室

平成26年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
7	市刊行物における表現の配慮	・広報ふくちやま、市勢要覧、くらしのガイド等を発行している。	・各種刊行物の発行に当たっては、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮して作成に努めた。	引き続き男女共同参画の視点から作成、点検する。
10	市職員研修	・年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施(7部署で15回実施) ・新規採用職員採用時研修1回	今後も各課において人権研修に取り組むとともに、派遣研修も行うことにより人権意識の向上に努めていくようにする。
5	超過勤務の縮減	・管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	・ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を行った。 平成26年度の目標13.04時間/月	・今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・家庭・男女の役割についての意識啓発	・現在特定事業主行動計画を作成し、事業主としての取組みを推進するとともに、平成23年8月に改訂した「職員のための子育て支援ハンドブック」により職員への周知・啓発を行った。	
21	審議会等への女性委員の登用	・行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用	福知山市公務災害補償等認定委員会委員5名のうち2名は女性委員である(40%)	
21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	・パブリックコメント制度を整備し、計画立案時や意志決定時に市民意見を反映できる手法の確立		
22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率28%)	・管理職395人中、女性の管理職は114人(女性登用率28.9%)となっている。 ※病院医療職含む	・今後さらに女性の登用に努めていくようにする。
22	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主査級業務改善研修、新任課長級、新任課長補佐級、新任係長級研修の業務研修 ・京都市府市町村振興協会主催の派遣研修	
22	女子の職域拡大、職務分担の見直し	・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	
22	教職員の女性採用と教職員管理職への女性登用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職66名のうち女性22名、新規採用教職員14名のうち女性8名	京都府教育委員会と連携して引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

H27年3月31日現在

行政委員会等（自治法第180条の5）

() 内はH26年3月31日現在

	名 称	総数	内女性数	26年度比率	25年度比率
1	教育委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
2	選挙管理委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
3	公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	38 (38)	2 (2)	5.3%	5.3%
6	固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
	計 6	58 (58)	6 (6)	10.3%	10.3%

附属機関（自治法第202条の3 別表7関係）

7	防災会議	14 (14)	1 (0)	7.1%	0.0%
8	民生委員推薦会	14 (14)	2 (2)	14.3%	14.3%
9	国民健康保険運営協議会	15 (16)	6 (6)	40.0%	37.5%
10	水防協議会	16 (16)	0 (0)	0.0%	0.0%
	計 4	59 (60)	9 (8)	15.3%	13.3%

附属機関（条例で設置されている審議会、協議会等）

11	公民館運営審議会	16 (16)	4 (4)	25.0%	25.0%
12	図書館協議会	11 (10)	9 (7)	81.8%	70.0%
13	青少年問題協議会	20 (23)	3 (2)	15.0%	8.7%
14	都市計画審議会	16 (16)	3 (3)	18.8%	18.8%
15	文化財保護審議会	12 (12)	2 (2)	16.7%	16.7%
16	公設地方卸売市場運営協議会	12 (12)	3 (2)	25.0%	16.7%
17	介護認定審査会	47 (47)	26 (27)	55.3%	57.4%
18	社会教育委員会	7 (7)	3 (3)	42.9%	42.9%
19	スポーツ推進委員会	22 (22)	10 (9)	45.5%	40.9%
20	学校保健衛生対策委員会	14 (14)	6 (4)	42.9%	28.6%
21	特別職報酬等審議会	8 (8)	3 (2)	37.5%	25.0%
22	市営住宅入居者選考委員会	10 (10)	4 (4)	40.0%	40.0%
23	農村計画審議会	18 (18)	5 (5)	27.8%	27.8%
24	予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	1 (0)	16.7%	0.0%
25	明るい選挙推進協議会	59 (59)	7 (7)	11.9%	11.9%
26	環境審議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
27	交通安全対策会議	12 (12)	0 (1)	0.0%	8.3%
28	高齢者対策協議会	22 (22)	5 (4)	22.7%	18.2%
29	公務災害補償等認定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
30	公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
31	少年補導センター運営委員会	17 (17)	4 (4)	23.5%	23.5%
32	勤労青少年ホーム運営委員会	— (10)	— (2)	—	20.0%
33	休日急患診療所運営委員会	7 (7)	0 (0)	0.0%	0.0%
34	病院事業運営協議会	13 (12)	3 (1)	23.1%	8.3%
35	情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
36	福知山市国民保護協議会	25 (25)	1 (1)	4.0%	4.0%
37	男女共同参画審議会	10 (10)	4 (6)	40.0%	60.0%
38	障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
39	福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
40	福知山市職員分限懲戒等審査会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
41	福知山市子ども・子育て会議	15 (15)	5 (6)	33.3%	40.0%
42	景観審議会	16 (16)	6 (6)	37.5%	37.5%
	計 32	451 (462)	125 (120)	27.7%	26.0%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

合計	568 (580)	140 (134)	24.6%	23.1%

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会(要綱・規程等で設置されているもの) ()内は平成26年3月31日現在

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市展運営委員会	15	(13)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	委任
2	福知山市市民憲章推進協議会	24	(22)	7	(6)	29.2%	(27.3%)	2	有	立候補
3	福知山市ごみ端会議	—	(27)	—	(19)	—	(70.4%)	2	有	自治会長の推薦
4	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	1	(0)	20.0%	(0.0%)	—	有	充職
5	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	5	(5)	33.3%	(33.3%)	2	有	各団体より選出
6	福知山市献血推進協議会	66	(66)	4	(2)	6.1%	(3.0%)	2	有	各団体より選出
7	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	4	(3)	40.0%	(30.0%)	1	有	各団体より選出
8	福知山市人権問題協議会	28	(30)	6	(8)	21.4%	(26.7%)	2	有	各団体より選出
9	福知山市地域包括支援センター運営協議会	10	(10)	4	(3)	40.0%	(30.0%)	3	有	団体の推薦
10	神谷開発委員会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命・委嘱
11	福知山市地域自立支援協議会	25	(25)	5	(7)	20.0%	(28.0%)	3	有	団体推薦
12	福知山市地域公共交通会議	14	(14)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	団体推薦・委嘱
13	福知山緑化推進委員会	22	(22)	4	(5)	18.2%	(22.7%)	1	有	推薦
14	福知山市要保護児童対策地域協議会	26	(26)	8	(8)	30.8%	(30.8%)	2	有	推薦
15	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
16	福知山市天然ガス自動車普及推進協議会	—	(12)	—	(0)	—	(0.0%)	2	有	国・府運送会社等に依頼
17	福知山市入札監視委員会	3	(3)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	市長が委嘱
18	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	1	(0)	7.7%	(0.0%)	2	有	市長の委嘱
19	福知山市公開事業レビュー市民検討委員会	11	(10)	7	(6)	63.6%	(60.0%)	1	有	無作為抽出
20	福知山市入札制度改革等検討委員会	4	(4)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	指名
21	福知山市農山村活性化懇話会	—	(19)	—	(4)	—	(21.1%)	—	有	団体選出
	合 計	325	(380)	56	(76)	17.2%	(20.0%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
22	「(仮称)福知山市新まちづくり計画」策定市民懇談会	15	—	5	—	33.3%	—	8ヶ月	有	無作為抽出
23	4年制大学のあり方に関する有識者会議	9	—	1	—	11.1%	—	—	有	充職
24	公立大学検討会議	6	—	0	—	0.0%	—	—	有	充職
25	「eーふくちやま」事業のあり方懇談会	12	—	2	—	16.7%	—	—	有	推薦・公募他
26	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4	—	0	—	0.0%	—	1	有	要綱に基づく
27	移動制約者に係る外出支援検討委員会	8	—	2	—	25.0%	—	3	有	医療・福祉等の代表者及び公募
28	福知山市有償運送運営協議会	21	—	1	—	4.8%	—	2	有	団体推薦又は委嘱
	合 計	400	380	67	76	16.8%	(20.0%)			

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	14	(14)	0	(1)	0.0%	(7.1%)	—	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(20)	1	(0)	5.3%	(0.0%)	—	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	19	(20)	1	(0)	5.3%	(0.0%)	—	有	〃
4	福知山市IT推進本部	14	(14)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	〃
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	0	(2)	0.0%	(22.2%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
6	職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	職員互助会理事会	13	(13)	3	(3)	23.1%	(23.1%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策会議	23	(25)	1	(1)	4.3%	(4.0%)	無期限	有	各所選出
9	保健師連絡会	33	(32)	32	(31)	97.0%	(96.9%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	20	(20)	6	(6)	30.0%	(30.0%)	—	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(18)	8	(9)	44.4%	(50.0%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク(5期)	22	(22)	5	(6)	22.7%	(27.3%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	19	(21)	1	(1)	5.3%	(4.8%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	18	(18)	1	(1)	5.6%	(5.6%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	2	(1)	20.0%	(10.0%)	1	有	充職
16	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
17	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	1	(1)	11.1%	(11.1%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
18	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
19	福知山市ガス水道部安全衛生委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	管理者が任命、 労働組合推薦
20	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	4	(3)	40.0%	(30.0%)	1	有	委嘱
21	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教育 長・市議会推薦
22	福知山市牛海綿状脳症(BSE)等対策協議会	11	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
23	福知山市牛海綿状脳症(BSE)等対策本部	27	(18)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
24	福知山市法令遵守推進委員会	15	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
25	人材育成部会	7	(6)	1	(0)	14.3%	(0.0%)	1	有	庁内充職
26	福知山市建設工事等指名選定員委員会	9	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
27	福知山市物品購入指名選定委員会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	11	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
29	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	27	(18)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
30	福知山市戸籍謄本等不正取得事象対策本部	19	(22)	1	(1)	5.3%	(4.5%)	1	有	庁内充職
	合 計	441	(429)	69	(68)	15.6%	(15.9%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
31	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	21		0		(0)		無	有	庁内充職
	合 計	462	(429)	69	68	14.9%	(15.9%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H26年度実績	備 考
女性暴力被害者に対する支援の徹底	相談窓口案内カードの設置場所	129か所 (H22年度)	200か所	306か所	
働く場・地域における男女共同参画の推進	男性市職員の育児休業の取得者数	0人 (H22年12月1日現在)	10人	3人	プラン策定時からの累計
	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市職員の残業時間の削減	一人当たり 19.9時間/月 (平成21年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 16.5時間/月	
	男性市職員の部分休業の取得者数	0人 (H22年12月1日現在)	15人	0人	プラン策定時からの累計
の政策 参画の方針の決定	審議会等の女性比率	21.4% (H22年3月31日現在)	30%	24.6%	
	女性委員のいない審議会数	7 (H22年3月31日現在)	4	6	
	市役所の係長級以上の女性職員比率	26.1% (H22年4月1日現在)	28.0%	28.9%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条―第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （4）事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- （5）教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- （6）市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- （7）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- （8）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- （2）男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- （3）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （4）男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （5）家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- （6）学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- （7）男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- （8）男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（教育及び人材育成）

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等との協働）

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

（財政上の措置）

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（行政委員会等の委員への女性の登用）

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

（推進体制）

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

（拠点施設）

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による人権侵害の禁止）

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意事項）

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（苦情等の申出への対応）

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（相談の申出への対応）

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

（福知山市男女共同参画審議会）

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。（経過措置）

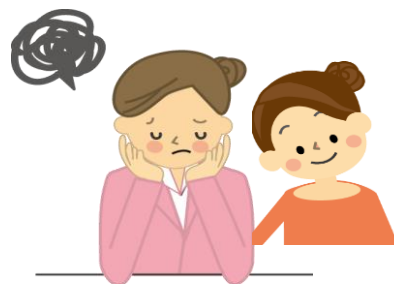
2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

D Vを知ってください

毎年、11月12日から11月25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この運動期間をきっかけに女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

『俺を怒らせるお前が悪いんや！』と

夫は、私が悪いから暴力を振るうんだと言います。



・・・こんな相談をよく受けます。本当にそうでしょうか？

いいえ。あなたは悪くありません。悪いのは暴力を振るう加害者です。

D Vは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

D Vは身体を傷つける暴力だけではなく、加害者はいくつかの種類の暴力と脅し（経済的に困らせる暴力や心を傷つける暴力等）によって相手を自分の思い通りにしようとします。

今まで、妻は夫に従うものであり、家庭を守る妻が家庭内のトラブルを外に出すのは恥とされてきたため、暴力を受けても身内以外に相談しにくい状況がありました。そのため周囲も気づかぬうちに暴力はエスカレートし、被害が深刻化しやすく、被害者だけでなく家族、特に子どもの心身の発達にとって深刻な影響を与えます。（D Vの目撃は、児童虐待です）

D V被害の深刻化を防ぐためには早期の対応が大切です。1人で悩まないで相談してみませんか。

人権推進室 ☎24-7022 Fax23-6537

DVの背景には・・・

男性は外で働き、女性は家事育児といった「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった固定的な男女観がDVの背景にあります。あなたの意識はどうでしょうか？ 考えてみてください

- ・プロポーズは男性からするのが当たり前ですか？・・・女性からしてもいいですよね。
- ・妻が働き、夫が家事、育児に専念するっておかしいですか？・・・それぞれの家庭のあり方で良いのではないのでしょうか。
- ・「女子力」って何？・・・女性をひとくくりにして評価していませんか？言葉の流行に振り回されないで。
- ・「奥様・ご主人」という呼び方をどう思いますか？・・・「妻・夫」または「つれあいさん」で良いのでは。

相談窓口はこちら



福知山市人権推進室 平日8:30～17:15	24-7022
京都府北部家庭支援センター 平日9:00～17:00	DV専用電話 22-9911
福知山警察署 24時間対応	22-0110

「これってDVじゃないかな？」と思ったら相談してください。
相談内容や秘密は固く守ります。

*** 命に危険がある場合は迷わず110番してください。**



女性相談

（女性問題カウンセラーによる面談相談）

* 相談は無料・要予約

とき／ 11月27日、12月11日、1月15日、

2月12日、3月12日・26日（各日、木曜日）

①午後1時～ ②午後2時～ ③午後3時～

おひとり1時間。各日3人まで

ところ／人権推進室（福知山市役所2階）

予約・問合せ先／人権推進室男女共同参画推進係

TEL 24-7022
FAX 23-6537



男性のための電話相談

（男性臨床心理士による電話相談）

* 相談は無料・電話代は個人負担・予約不要

とき／ 11月20日（木曜日）

午後5時30分～午後8時

専用電話／ 0773-24-7085